

解説&解答

相

相続預金の名義変更・払戻しに際しては、通常は本問のように相続人であるお客様から「〇〇が死亡し、私はその相続人(の1人)だから、〇〇名義の預金を名義変更して(払い戻して)ほしい」という依頼を受ける場合が多いでしょう。

とはいえ、金融機関としては、このような依頼に直ちに応じるわけにはいきません。なぜなら、お客様が申告内容が必ずしも正しいとは限らないからです。そのお客様の申告内容が間違っていたにもかかわらず、金融機関が漫然と信じて名義変更・払戻しに際してしまった場合、他の相続人から損害賠償請求等を受けることにもなりかねません。

したがって金融機関としては、名義変更・払戻しに際する前に、お客様の申告内容の正確性を公的な書類等できちんと確認する必要があります。

具体的には、次の3点について、以下で説明するような公的な書類等をお客様から提出してもらい、確認する必要があります。

- ① 被相続人の死亡
- ② 相続人とその範囲
- ③ 遺産の分割方法

遺産分割協議書は印鑑登録証明書と一緒に受領

- ① 被相続人の死亡
  - 相続預金の名義変更・払戻しにあたっては、まず被相続人(預金者)の死亡の事実を確認する必要があります。相続は、被相続人の死亡の事実によって当然に開始され、それ以外の原因で開始されることはないからです。
- ② 相続人とその範囲
  - 被相続人の死亡の事実を確認する公的書類としては、次の3種類等があります。
- ③ 遺産の分割方法
  - 被相続人の死亡の事実を確認する公的書類としては、次の3種類等があります。

以上から本問の正解は...

A 夫の死亡を証する書類、相続人とその範囲が分かる書類、遺産分割協議書もしくは遺言書、印鑑登録証明書の提出が必要



▼ココが対応のポイント!

- 相続預金の名義変更・払戻しの依頼に応じる前に、公的書類等でお客様の申告内容が正しいか確認する
- 確認するのは、①被相続人が死亡した事実、②相続人とその範囲、③遺産の分割方法の3点。③は公的書類ではなく、遺言書や遺産分割協議書で確かめる

提出していただく必要があります。本問の場合、まずはお客様の申告内容の正確性について、公的書類等できちんと確認する必要があります。具体的には、お客様に対し、①夫が死亡した事実と、②夫の相続人(妻)と子供だけである事実をそれぞれ裏付ける公的書類に加え、③遺言、それがなければ遺産分割協議書も提出していただく必要があります。よって、金融機関として、BやCの対応では不適切であり、Aが正解です。

クイズ1

相続預金払戻しに必要な書類

相続預金の払戻し・名義変更ではどんな書類を用意してもらうの?

▼こんなケースではどうする!?



▼上記のようなケースにおける適切な対応は次のA~Cのうちどれでしょうか。▼

A 夫の死亡を証する書類、相続人とその範囲が分かる書類、遺産分割協議書もしくは遺言書、印鑑登録証明書の提出が必要



B 被相続人の通帳と印鑑さえあれば、払戻請求書を作成してもらい名義変更・払戻しをすることができる



C 来店した相続人の本人確認を行い、問題がなければ名義変更・払戻しをすることができる

